

第三者評価結果（児童心理治療施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 20 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 治療・支援の基本方針と組織

I—1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I—1—（1）理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I—1—（1）—① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・ ① ・c
<p><コメント></p> <p>施設では理念が明文化されており、その理念を基盤として基本方針も整理されている。基本理念は職員会議を通じて職員が意識できるよう工夫するとともに、学習会を通じて周知を図っている。また、子ども向けには、理念や基本方針を踏まえた「こどもの権利ノート」を独自に作成し、子どもが理解しやすいよう内容を工夫している点が特徴である。一方で、理念そのものについては、子どもへの直接的な周知は不十分であり、保護者への明確な伝達も十分に行われていない状況である。掲示による見える化や、保護者が来館した際に説明を行う方法を検討しているとのことであり、この点は今後の取り組みが期待される課題であるといえる。</p>		

I—2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I—2—（1）経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I—2—（1）—① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	② ・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども相談センターとの連携の下、待機児童数等の地域動向を継続的に把握している。また、措置型施設としての役割を踏まえ、岐阜県児童福祉施設協議会の施設長会をはじめとする各種地域団体の会議に積極的に参加し、県内の福祉動向や地域ニーズの収集に努めている。また、毎月の会議で分析し、より良い運営につなげている。</p>		
③	I—2—（1）—② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	③ ・b・c
<p><コメント></p> <p>経営課題については、法人経営会議を通じて、法人全体で共有している。現在、児童福祉制度の変</p>		

動期にあり、入所児童数に関する課題等、経営環境の変化や新たなニーズに対応するため経営体制の強化に向けた取り組みを行っている。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>社会的養護関係施設をめぐる制度変動を踏まえ、施設では5年をスパンとした中・長期計画を策定している。この計画に基づき、新棟の開設等、具体的な事業展開が着実に進められており、将来を見据えた組織運営が進行している。一方で、経営全般にわたる計画としての明確化には、なお改善の余地があり、より全体的な視点から計画を体系化していく取り組みが期待される。</p>		
5	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画に基づき、年度単位の事業計画が前年度の振り返りを踏まえて策定されている。計画には目標や目標達成に向けた具体的な施策が示され、各施策分野における達成状況も整理されており、組織として改善と前進を図ろうとする姿勢がうかがえる内容となっている。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>年度初めには職員全体会議で事業計画を策定し、半期ごとにその進捗を評価している。事業計画は、各担当や各ユニットが立案した内容をユニット会議、運営会議等で協議している。一方で、事業計画への職員参画や意見の集約・反映が十分とはいえない側面もみられる。今後、職員会議の場をより効果的に活用し、全職員が策定過程に参画できる方法を検討していくことが望まれる。</p>		
7	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設の種別特性から、事業計画を子どもや保護者にどのように説明するかは難しい課題である。現在は行事計画を中心に説明を行い、機関紙やホームページでも事業内容の一部を公開しているものの、事業計画全体については十分に周知されていない状況である。今後、広報誌を活用して保護者へ事業計画を知らせる方法や、子どもには年度初めに各ユニットで職員が説明を行う方法等が検討されている。発達特性により理解の仕方が多様な子どもも多いため、説明の統一や丁寧な配慮が求められる点も踏まえ、周知の在り方を引き続き検討していくことが期待される。</p>		

I—4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—（1）質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—（1）—① 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニットごとにPDCAサイクルに基づき、子どもに合わせた治療・支援の質向上に取り組み、その内容を運営会議で共有している。さらに、施設全体として自己評価や第三者評価を実施し、結果を職員間で共有することで、組織的に支援の質の向上を図っている。</p>		
9	I—4—（1）—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課 題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・㉒・c
<p><コメント></p> <p>自己評価や第三者評価は職員の参画のもとで実施され、課題の共有や分析が進められている。一方で、評価結果に基づく対策の実行や改善計画の見直しが十分とは言えず、今後は組織的・計画的な評価の活用をさらに進めていくことに期待したい。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—（1）施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—（1）—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表 明し理解を図っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、自らの役割と責任を明確にし、その内容を職員全体会議で共有している。役割は職務分掌として文書化され、広報誌でも施設長の意見を表明している。また、不在時や有事における施設長の対応や役割についても文書化されており、組織としての責任体制が整えられている。</p>		
11	Ⅱ—1—（1）—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組 を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>児童心理治療施設の運営に関わる法令について、研修会や各種会議へ参加し、その内容を職員へ報告・説明することで周知を図っている。また、法令遵守に関する学習会や会議を通じて、職員のコンプライアンス意識を高める取り組みも進めている。</p>		
Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に 指導力を発揮している。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

<p>施設長は、長年の経験に基づく専門的知見をもとに園の方向性を示し、現場に入りながら日常的な助言やスーパーバイズを行うことで支援の質向上に寄与している。また、会議で部長・主任へ指示を行っており、その内容はユニットリーダーに共有され、対応策の検討と実践につながっている。</p>		
13	<p>Ⅱ—1—(2)—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>施設長は、措置制度上の制約をしっかりと受け止めながらも、法人本部と連携し、より良い運営と効率的な仕事の進め方を模索している。何よりも「子どもたちの治療と支援」を活動の中心に据え、その質を高めるために、職員の働く環境の整備や処遇改善に自ら情熱を持って取り組んでいる。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>Ⅱ—2—(1)—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>人事の裁量権は法人にあるものの、施設として必要な人員や専門職種について適切に法人へ要望を伝え、施設長も人材確保を最優先の課題として積極的に取り組んでいる。幅広い求人チャネルの活用により人材確保を進めるとともに、チューター制度や充実した研修を整備し、職員が安心して働き続けられる職場環境の向上に努めている。</p>		
15	<p>Ⅱ—2—(1)—② 総合的な人事管理が行われている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員が自らの成長に期待を持てるよう「目指すべき職員像」を明示し、法人で独自の「成長シート」を評価ツールとして活用した客観的な考課基準を整備し、人事考課を行っている。人事考課基準の職員への周知が 途上の段階であるので、周知に向けた取り組みに期待したい。</p>		
<p>Ⅱ—2—(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	<p>Ⅱ—2—(2)—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>職員の心身の健康を第一に考え、有給休暇の消化率や時間外労働の動向を細やかにモニタリングしている。人材確保が困難な業界の状況の中、産休・育休の取得奨励やワークライフバランスを尊重した柔軟な体制づくりに取り組んでいる。また、相談窓口の設置等、多角的な側面から職員を支える体制を整備し、働きやすい職場環境の実現に注力している。</p>		
<p>Ⅱ—2—(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ—2—(3)—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>独自の「成長シート」を成長の道標として、年度当初の目標設定から期中・期末のフィードバック</p>		

<p>面談に至る一連のサイクルを組織的に構築している。個々の職員の習熟度や抱える課題に寄り添った段階的な能力開発を支援している。</p>		
18	<p>Ⅱ—2—(3)—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>研修委員を中心に年間研修計画が策定されており、外部研修や内部研修等、多様な研修体制が整備されている。また、時代の要請や社会的動向に応じて研修計画を随時見直し、内容の充実を図っている。これらの教育・研修を通じて、職員一人ひとりの専門性向上と能力の向上に継続的に取り組んでいる。</p>		
19	<p>Ⅱ—2—(3)—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>新人向けの基礎研修から職位・職種に応じた階層別研修まで、全職員に多様な学びの機会を保障している。特に、外部専門家によるスーパービジョンは、理論と実践を繋ぐ貴重な研鑽の場となっており、質の高い学びを通じて職員が自信を持って子どもに向き合える環境を整えている。</p>		
<p>Ⅱ—2—(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>次世代の福祉を担う人材を育てることは重要な社会的使命と捉え、養成校との連携のもとで実習生を積極的に受け入れている。オリエンテーションからカンファレンス、事後の振り返りに至るまで、専門職としての倫理と技能を体験的に学べるよう指導体制を整備している。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>広報誌や施設パンフレットを通じて、理念や具体的な支援内容を分かりやすく発信している。また、公式ホームページ事業運営に係る各種情報を幅広く積極的に公開する等、運営の透明性の確保に取り組んでいる。</p>		
22	<p>Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	(a)・b・c
<p><コメント></p> <p>法人において経理規程等が整備され、事務・経理・取引に関する手続きが明確にルール化されている。また、公認会計士事務所による巡回指導を受ける等、適正かつ透明性の高い運営の確保に努めている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4- (1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4- (1) -① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>施設種別の特性上、地域との交流は一定の制約を受けており、交流機会の拡充が難しい状況にあることが課題である。今後も、子どもの情緒の安定やプライバシーに十分配慮しつつ、地域交流の在り方や実施可能な方策について検討されたい。</p>		
24	II-4- (1) -② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアに対して、活動時の注意事項や心構えを事前に説明し、トラブルや事故の防止に配慮しながら、学習支援ボランティアやあそびボランティア等を積極的に受け入れている。</p>		
II-4- (2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4- (2) -① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>ケース対応を通じて、子ども相談センター、自治体担当部局、学校、教育委員会、医療機関、子育て支援団体など、多様な関係機関・団体との連携を図っている。今後は、地域の社会資源のリスト化や職員への周知をさらに進めるとともに、定期的な連絡会の開催などを通じて、連携体制の一層の強化が望まれる。</p>		
II-4- (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4- (3) -① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a ・b・c
<p><コメント></p> <p>施設種別の特性から広域を対象とするため、地域の福祉ニーズを把握することが難しい状況にある。その中でも、併設の子ども家庭支援センターとの連携や、地域の関係機関・団体との情報交換を通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p>		
27	II-4- (3) -② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ b ・c
<p><コメント></p> <p>地域における子どもの虐待防止活動としてオレンジリボン運動に参画するとともに、法人全体で地域の防災支援に取り組んでいる。公益的活動は今後さらに発展が期待される分野であり、地域の児童福祉の専門相談機関として、引き続き活動の拡充に向けた取り組みが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施

Ⅲ—1 こども本位の治療・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① こどもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の基本理念において「子どもの権利条約」を尊重する姿勢が明示されており、子どもの人権を大切にする考え方を職員間で共有している。倫理綱領や子どもの権利条約等を職員同士で読み合わせるとともに、定期的な勉強会や研修を通じて理解の深化に努めている。また、人権チェックシートや安心安全アンケートを定期的に行い、子どもの状況を確認している。さらに、治療・支援マニュアルの整備や権利擁護委員会の活動を通じて、子どもの声の把握や職員研修を進め、権利擁護の体制づくりに取り組んでいる。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② こどものプライバシー保護に配慮した治療・支援が行われている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>完全個室を整備し、子どものプライバシーを尊重した環境づくりに努めている。入所時の写真掲示の確認や、職員が許可なく個室に入らない等のルールを徹底し、「子どもの権利ノート」の配布を通じて権利の周知も行っている。また、プライバシー侵害に関して、第三者委員に相談できる体制を整えている。</p>		
Ⅲ—1—(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① こどもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>治療・支援内容や設備をわかりやすく示したパンフレットや資料を作成し、アセスメントの際に、入所予定の子どもや保護者に対して個別に丁寧な説明を行っている。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども相談センターと連携し、入所や治療・支援の際には子どもと保護者に丁寧に説明を行い、「権利ノート」を用いて相談方法を示すことで自己決定を尊重している。また、面談を通じて子どもや保護者の思いを聞き取り、支援内容に反映している。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 治療・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や家庭復帰に向けて、ケース会議や関係機関との調整は丁寧に実施されており、転入先の学校や施設の顔合わせや見学等、移行に向けた関係づくりも適切に行われている。また、退所後の相</p>		

<p>談については、担当していた職員が中心となって対応し、退所先のネットワークを活用しながらアフターフォローを継続できる体制が整っている。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) こどもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ—1—(3) —① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年3回の安心・安全アンケートに加え、食事の嗜好調査や行事後のアンケート等、様々な場面で子どもの満足度の把握に努めている。また、子どもミーティングやユニットでの話し合い、定期的な面談を通じて意見・要望を丁寧に聞き取り、権利擁護委員会で分析した上で、各ユニットでの改善につなげている。さらに、気がかりな子どもにはユニット外の職員が聞き取りを行う等、より細やかな対応を行い、子どもの声を支援へ反映している。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ—1—(4) —① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制を整備しており、担当者・責任者・外部相談窓口を設置するとともに、苦情ポストの設置や第三者委員と子どもが毎月話す機会を設ける等、相談しやすい環境づくりに努めている。また、入所時には保護者へ苦情解決に関する資料を配布し、子どもには権利ノートを用いて仕組みを周知している。</p>		
35	<p>Ⅲ—1—(4) —② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ユニットごとに意見箱を設置し、子どもが相談や意見を気軽に表明できる環境を整えている。また、施設独自の「子ども権利ノート」を用いて、ミーティングでの意見表明の方法や職員への相談、第三者委員会への手紙、子ども相談センターへの電話相談等、具体的な相談手段を説明し、子どもが自ら意思を伝えられるよう支援している。さらに、面会室等、子どもが話しやすいスペースを確保するとともに、相談相手を自由に選べるよう配慮している。</p>		
36	<p>Ⅲ—1—(4) —③ こどもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが相談や意見を伝えられる機会を幅広く設けており、日常の会話や個別面談、夜の振り返り、子どもミーティング等を通して、子どもの気持ちを丁寧に受けとめている。また、ユニットごとの意見箱や第三者委員会への相談、権利ノートに記載された児童相談所への連絡方法等、子どもが自分の言葉で相談しやすい仕組みも整っている。子どもから寄せられた相談に対して迅速に対応する体制ができています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		

37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安心・安全を守るための取り組みを多面的に進めており、日々の関わりや支援内容を振り返る体制が整っている。職員は子どもへの対応を共有し、よりよい支援方法を検討している。また、ヒヤリハットや事故報告書を作成し、運営会議等で発生状況を集計・分析した上で改善策を講じる仕組みが構築されている。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と発生時の対応に向けてマニュアルを整備し、看護師を中心に必要な対策を進めている。感染の疑いがある子どもについては、学童ユニットを活用した隔離対応が可能であり、病院受診や搬送、検温チェック、予防接種や検査の実施、職員への感染予防手順の確認等、日常的な感染対策が行われている。また、各ユニットやフロアには緊急対応セットが配置され、状況に応じて看護師から適切な指示が出される体制が整っている。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では、ハザードマップを用いて土砂災害や河川氾濫等、地域の災害リスクを把握し、これらを踏まえた避難訓練を継続的に実施している。防災委員会を中心に、毎月の訓練や事前学習をユニット単位で行い、職員と子どもの防災意識を高める取り組みが進められている。また、法人としてBCP（事業継続計画）の策定に取り組み、発電機や食料品の備蓄も整えている。</p>		

Ⅲ—2 治療・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「支援マニュアル」を整備し、職員が共有しながら支援内容を確認できる体制を整えている。支援の実施状況はチャイルドノートを通じて点検され、運営会議やリーダー会議で共有し、より良い支援方法を検討している。新人研修ではCSPを取り入れ、実践力向上にも取り組んでいる。一方で各種マニュアルの整備や、職員への周知体制には課題が残っている。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法の文書化や見直しの仕組みの整備は、まだ途上の段階にある。今後も、より充実した体制づくりに向けた取り組みに期待したい。</p>		

Ⅲ—2—（2）適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—（2）—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものニーズを把握するため、統一された様式を用いてアセスメントを行い、入所前の段階から生活面・心理面の評価を実施している。入所後は入所時カンファレンスを開き、生活職員、心理職員、医療担当に加え、必要に応じて児童相談所も参加し、多職種で協議した内容をもとに自立支援計画を作成している。また、ケースカンファレンスや児童精神科医によるスーパーバイズを通して専門的な視点を取り入れ、支援の質を高める取り組みが行われている。</p>		
43	Ⅲ—2—（2）—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画は半期ごとに定期的に見直され、子どものニーズに焦点を当てながら、治療・支援に関わる課題を明らかにしている。主にユニットリーダーが確認と指導を担っており、計画内容はPC上でデータ管理され、職員がいつでも閲覧できる仕組みが整えられている。</p>		
Ⅲ—2—（3）治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—（3）—① こどもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>治療・支援の実施状況は統一された様式で記録され、記録方法についても職員への指導が行われている。また、施設内にはパソコンのネットワークシステムが導入されており、どこからでも子どもに関する治療・支援の記録にアクセスできる環境が整っている。</p>		
45	Ⅲ—2—（3）—② こどもに関する記録の管理体制が確立している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもに関する記録は鍵のかかる保管庫で厳重に管理されている。また、個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報の不適切な利用や漏洩を防ぐための対策を講じる等、適切な管理体制が構築されている。</p>		

内容評価基準（20 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な治療・支援の実施」の付加項目

A—1 こどもの最善の利益に向けた治療・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）こどもの尊重と最善の利益の考慮		
A①	A—1—（1）—① 一人ひとりのこどもの最善の利益を目指した治療・支援が、総合環境療法を踏まえた多職種連携の取組で実践されている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設では、子どもの存在そのものを尊重し、感情や行動を丁寧に受け止めながら理解を深める支援が行われている。日常生活を共につくる関わりを基盤に、医療機関や学校、心理職との連携、ユニット会議等での共有を通じて、多職種が協働する総合環境療法的な支援が実践されている。また、被虐待経験や障害等、特別な配慮を要する子どもが多いことを踏まえ、プライバシー保護や虐待防止、権利擁護を支援方針の中心に据え、日々の関わりでも丁寧に取り組んでいる。さらに、定期通院の支援や主体的に参加できるクラブ活動、週1回の子どもミーティング等、子どもの最善の利益を大切にしたい環境づくりが進められている。</p>		
A②	A—1—（1）—② こどもと職員との間に信頼関係を構築し、生活体験を通して発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>受け入れ時には関係機関から必要な情報を丁寧に収集し、子どもへの理解に基づく支援体制を整えている。ユニットでのふれあいの時間や就寝前の振り返りを通して信頼関係の構築に努め、発達段階や個々の課題に応じた関わりを行っている。また、週ごとの子どもミーティングでは意見を述べる機会を保障し、職員は傾聴とフィードバックを丁寧に実施している。さらに、クラブ活動や地域への外出、当番活動やタブレット・テレビ利用のルールづくり等、多様な体験を通して主体性や社会性を育む支援を進めている。</p>		
A③	A—1—（1）—③ こどもの発達段階に応じて、さまざまな生活技術が身に付くよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>買い物への付き添いや月2回の食材購入・調理体験等、日常生活に根ざした活動を通して、地域で生活するために必要なスキルを身につけられるよう支援している。また、小遣い帳の記入等の金銭管理の練習も、子どもの発達段階に応じて丁寧に行っている。さらに、中学3年生を対象に警察署によるSNS・インターネット講話を実施し、現代の生活に欠かせない情報リテラシー教育にも取り組んでいる。タブレットの使用は時間と場所を限定し、高校生からは携帯電話の所持を認める等、段階的な経験を積み重ねられる環境づくりを大切にしている。</p>		
A④	A—1—（1）—④ こどもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p>		

子どもが暴力や不適応行動を示した際には、子ども自身と原因や望ましい対応を一緒に考えるプロセスを重視し、行動理解に基づく支援を行っている。また、玄関や各ユニットに意見箱を設置し、子どもの訴えを受け止める仕組みを整えることで、問題の早期発見と予防に努めている。集団生活が負担となる場合には、子どもが納得した上で一定期間の個別生活を取り入れ、クールダウンの機会を保障している。さらに、問題行動の程度に応じて複数職員で協議し、権利侵害を防ぎながら安全確保を図る体制が整備されている。加えて、子ども間の暴力防止に向けて見回りの強化や環境構造の見直しを行い、安心して過ごせる生活環境の維持に継続的に取り組んでいる。

A—1—(2) こどもの意向への配慮や主体性の育成

A⑤	A—1—(2)—① 日常生活のあり方について、こども自身が自分たちのこととして主体的に考えるよう支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

週1回の子どもミーティングや就寝前の振り返りを通して、子どもが日常生活の在り方を自分たちの課題として主体的に考えられるよう支援している。行事企画への参画や個別面談の機会も設け、意見や気持ちを丁寧に受け止めながら、無理のない参加を尊重している。これらの取り組みにより、子どもが生活づくりに主体的に関わる姿勢が育まれている。

A⑥	A—1—(2)—② こどもの協調性を養い、他者と心地よく過ごすためのマナーや心遣いができるように支援している。	a・b・c
----	---	-------

<コメント>

多目的ホールやグラウンド等、充実した遊びの環境を整え、年齢や発達段階に応じたルールのもとで活動することで、子どもが協調性や社会的マナーを身につけられるよう支援している。職員の得意分野を活かしたクラブ活動や、子どもミーティングでのルールづくりへの参加を通して、他者への心遣いや集団での過ごし方を学ぶ機会が保障されている。退所前には社会的ルールの確認も行い、子どもが安心して社会へ踏み出せるよう配慮している。

A—1—(3) こどもの権利擁護・支援

A⑦	A—1—(3)—① こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
----	-----------------------------------	-------

<コメント>

子どもが安心して相談できる環境を整えるため、各ユニットの意見箱や聞き取り調査を活用し、子どもの声を丁寧に受け止めている。権利擁護委員会の自己評価や成長シートを用いた職員育成、記録の定期確認等、多面的な仕組みで不適切な関わりの防止に取り組んでおり、権利侵害の予防体制が組織的に機能している。また、処遇困難カンファレンスや苦情解決委員による面談を通して、子どもの思いを直接把握する機会も確保している。一方で、権利擁護に関するマニュアルの充実や、全体での学習会の強化が今後の課題として挙げられ、より体系的な取り組みが期待されている。

A⑧	A—1—(3)—② こどもに対し、権利について正しく理解できるよう支援している。	a・b・c
----	--	-------

<コメント>

入所時に「権利ノート」を用いて子どもに分かりやすく説明し、いつでも確認できるよう手元に渡す等、子どもが自らの権利を正しく理解できるよう丁寧な支援を行っている。生活上のルールについ

<p>でも、子どもの発達段階に応じて学習の機会を設け、トラブル時には互いの権利尊重の重要性を繰り返し伝えるなど、継続的な理解促進に努めている。また、子どもアンケートによる現状把握や、職員間での情報共有体制も整備されており、権利擁護の実践が日常的に支えられている。一方で、権利ノートを活用機会や視覚的な分かりやすさに課題があり、現在、内容の見直しが進められている。</p>		
<p>A—1—(4) 被措置児童虐待の防止等</p>		
<p>A⑨</p>	<p>A—1—(4)—① こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>「チャイルドノート」により支援内容を可視化し、部長や主任が記録を定期的に確認することで、不適切な関わりの防止と早期発見に向けた体制を整えている。また、職員間で情報を共有し、子どもの状況を把握できる仕組みも機能している。一方で、不適切な関わりが生じた際の対応方法や、施設内虐待の届け出・通告制度に関するマニュアルが十分に周知されておらず、認識にばらつきがみられる点が課題である。今後は職員への周知・研修体制のさらなる強化が期待される。</p>		

A—2 生活・健康・学習支援

<p>A—2—(1) 食生活</p>		
<p>A⑩</p>	<p>A—2—(1)—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。</p>	<p>a・㉑・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>施設では、朝食をユニットで手作りし、夕食は子どもが盛り付けを行う等、食事を楽しめる工夫をしている。食が細い子どもへの個別対応や席配置への配慮、アレルギーへの適切な対応等、一人ひとりに応じた支援も丁寧に行っている。また、メニューアンケートやリクエストメニュー等、子どもの希望を取り入れる取り組みも実施している。一方で、高齢者向け献立と並行して作成しているため、子どもの嗜好を十分に反映しにくい点が課題であり、今後は子どものニーズをより反映した献立づくりが期待されている。</p>		
<p>A—2—(2) 衣生活</p>		
<p>A⑪</p>	<p>A—2—(2)—① こどもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。</p>	<p>㉑・b・c</p>
<p>＜コメント＞</p> <p>衣服の提供や購入機会を確保するとともに、洗濯や整理整頓、補修等の衣生活スキルを、職員が寄り添いながら段階的に習得できるよう支援している。買い物に同行し、自分で衣服を選ぶ経験を重ねることで、自己表現の幅を広げている。また、こだわりや発達段階に応じて、季節やTPOに合った服装が理解しやすいよう視覚的な工夫も行い、子どもが衣服を通して適切に自己表現できる環境づくりに努めている。</p>		
<p>A—2—(3) 住生活</p>		

A⑫	A—2—(3)—① 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>居室は全室個室で、子どもが自分の空間として安心して過ごせるよう、好みの物を配置する等の居心地への配慮がなされている。共同スペースも自由に利用でき、生活の場としての快適性が保たれている。</p>		
A⑬	A—2—(3)—② 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>毎朝の掃除や週ごとのシーツ交換、ごみ処理に取り組み、生活習慣として定着できるよう支援している。居室や共有スペースのレイアウトには子どもの意見を取り入れ、自分たちの生活環境を主体的に整える経験を積んだり、軽微な設備補修にも職員と共に関わる等、発達段階に応じて生活空間を管理する力を育てている。また、戸締りや水回りの使い方等、ユニット全体のルールづくりにも子どもが参加し、整理整頓や掃除の習慣が自然に身につくよう支援している。</p>		
A—2—(4) 健康と安全		
A⑭	A—2—(4)—① 発達段階に応じて、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>発達段階に応じて、子どもが清潔保持や体調管理を自分で行えるよう支援しており、低学年には職員が入浴に付き添って体や髪の洗い方を丁寧に教える等、基本的な生活習慣の習得を促している。また、日頃から子どもの体調変化に細やかに目を配り、相談しやすい環境を整えるとともに、看護師が専門的な視点で健康管理を行うことで、子どもが安心して健康面の自己管理に取り組める体制を整えている。</p>		
A⑮	A—2—(4)—② 医療機関と連携して一人ひとりのこどもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>問題行動の原因分析や対応を記録し、心理的支援が必要な子どもには個別の支援プログラムやグループ療法を活用する等、心身の状態に応じた支援を行っている。また、日頃から体調把握と服薬管理を徹底するとともに、隣接する医療機関と連携して健康管理を行い、受診時には職員が付き添い、医師の助言を踏まえて適切に対応している。</p>		
A—2—(5) 性に関する支援等		
A⑯	A—2—(5)—① こどもの年齢・発達段階等に応じて、性をめぐる課題に関する支援等の機会を設けている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>男女の居室を行き来できない構造とし、距離を保って声をかける等の具体的なルールを設けることで、性をめぐる不適切行動の予防に取り組んでいる。また、性教育委員会を中心に、小学生から中学生まで発達段階に応じたカリキュラムに基づく性教育を実施し、子ども相談センター等と連携して入</p>		

所前情報を共有することで、子ども間の性的加害・被害の防止に努めている。		
A—2—(6) 学習支援、進路支援等		
A⑰	A—2—(6)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援に取り組み、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>施設内には小・中学校の分級が併設されており、子どもは通学の負担なく学べる環境にある一方で、外部との接点が限られるという課題もみられる。しかし、学級担任・心理担当者・生活担当者が参加するカンファレンスを通じて、子どもの学習状況や課題を全ユニットと教員で共有できる体制が整っており、必要に応じて学習ボランティアによる支援も活用している。また、子どもに合った学校選択や将来の職種を一緒に考え、学力や特性に応じた個別支援を行うことで、子どもが「最善の利益」にかなった進路を自ら選択できるよう支援している。</p>		

A—3 通所支援

A—3—(1) 通所による支援		
A⑱	A—3—(1)—① 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	a・b・ 評価外
<p><コメント></p> <p>実際に実施していないため、評価外とする。</p>		

A—4 支援の継続性とアフターケア

A—4—(1) 親子関係の再構築支援等		
A⑲	A—4—(1)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立し、家族関係の再構築に向けて支援している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども相談センターと連携し、家庭状況や入所後の経過を随時共有しながら家族との関係調整を進めており、家族からの相談にも柔軟に応じている。家族室を整備し、宿泊を伴う面会ができる環境を整える等、信頼関係づくりにも努めている。また、退所前には定期的な帰省を行い、家族関係の再構築を支援している。</p>		
A⑳	A—4—(1)—② こどもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭復帰に向けてケース会議を行い、適切な退所時期や退所後の生活を検討するとともに、試験登校などの準備的支援を通して子どもの生活基盤づくりを支えている。退所後は子ども相談センターや学校と連携し、定期的な状況把握や相談対応を行う等、1～2年にわたるアフターフォロー体制を整え</p>		

ている。また、併設の子ども家庭支援センターとも連携し、地域の関係機関と協働しながら継続的な支援につなげている。